

鳥取県協働提案・連携推進事業補助金審査要領

(平成29年度に計画策定補助を開始する事業分)

1 審査方法

- 申請書類及び公開プレゼンテーションにより選考

計画策定の審査においては、申請書類を基に書類審査を行い、8団体を上限として団体を選考し、選考団体を対象に公開プレゼンテーションを行って、最終的に3団体を採択する。

事業実施の審査においては、計画策定の審査で採択された団体について、計画策定後、事業毎に公開プレゼンテーションを行い、各事業実施の採択の可否について審査する。

2 審査する上での着眼点

書類審査及び計画策定補助については別紙審査表(1)、事業実施補助については別紙審査表(2)のとおりとする。なお、採点にあたっては、県の担当課から提出された意見も参考とする。

3 審査基準及び方法

(1) 書類審査

①審査項目及び評価基準

別紙審査表(1)に基づき、次の基準により評価。(審査表(2)についても同じ)

- 「5点:よくできている」・・・ 審査表の視点欄に示されていることが認識できるものであり、当事業の趣旨の実現が十分に見込める。
- 「4点:まあまあできている」・・・ 審査表の視点欄に示されていることがある程度認識でき、当事業の趣旨の実現がある程度見込める。
- 「3点:普通」・・・ 審査表の視点欄に示されていることがある程度認識でき、当事業の趣旨の実現に課題も見受けられるが、実施にあたり改善することで概ね対応できる。
- 「2点:あまりできていない」・・・ 審査表の視点欄に示されていることが認識できない部分が多く、当事業の趣旨の実現に課題が多い。
- 「1点:できていない」・・・ 審査表の視点欄に示されていることがほとんど認識できず、当事業の趣旨の実現が概ね困難と見込まれる。

②加重評価

以下の項目については加重評価を行う(カッコ内は加重割合)。

- 県と協働・連携して取り組む必要性(効果性) (2倍)
- 発展性・モデル性 (2倍)

(2) 公開プレゼンテーション

①計画策定補助

別紙審査表(1)に基づき、審査に参加した委員全員の個別の評価点を集計した合計を平均し、総合点として順位を付ける。加えて、委員ごとの評価点の順位による順位点を集計した順位を参考として、委員の合議により総合的に判断し各事業を

順位付けする。

なお、加重評価については以下のとおりとする。

- 県と協働・連携して取り組む必要性（効果性）（2倍）
- 発展性・モデル性（2倍）

②事業実施補助

別紙審査表（2）に基づき、審査に参加した委員全員の個別の評価点を集計した合計を平均し、総合点とする。総合点を基にして、委員の合議により総合的に検討し、事業実施を認めるか判断する。

なお、加重評価については以下のとおりとする。

- 県と協働・連携して取り組む必要性（効果性）（2倍）
- 発展性・モデル性（2倍）
- 継続性（2倍）

4 事業採択

(1)書類審査

書類審査に当たっては、総合点が60%以上のもののうち8事業を上限に書類審査通過事業とする。

(2)計画策定補助

計画策定補助事業の採択に当たっては、総合点が60%以上の事業を対象に、総合評価の上位から順に3団体を目安に採択事業として決定する。

- ・得点順によると同一テーマであって同様の内容の事業を採択することとなる等採択事業が類似の内容となってしまう場合には、得点順にかかわらず、審査・検証委員会において採択事業の調整を行うことができる。

(3)事業実施補助

事業実施補助事業の採択に当たっては、総合点が80%以上となった事業を採択事業とする。

5 審査に関する公正の確保等

審査・検証委員会の委員は、応募者・団体（その構成員を含む。）と直接の利害関係があるときは、審査・検証委員会において自らその関係について申し出るものとし、審査に参加することができない。

